

藤沢市下水道施設官民連携業務委託

要求水準書（工事編）

令和 8 年 6 月

藤沢市 道路下水道部

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 業務内容 | 1 |
| 1 住民対応等業務 | 1 |
| (1) 業務全般 | 1 |
| (2) 公共ます及び取付け管新設工事 | 1 |
| (3) その他 | 2 |
| (4) 設計の変更について | 2 |
| 2 改築業務（ストマネ） | 3 |
| (1) 業務全般 | 3 |
| (2) 改築工事（管きよ布設替え） | 4 |
| (3) 改築工事（マンホール蓋交換） | 4 |
| (4) 改築工事（取付け管布設替え） | 5 |
| 3 改築業務（耐震化） | 6 |
| (1) 業務全般 | 6 |
| (2) 耐震改築工事（管きよ更生） | 6 |
| (3) 耐震改築工事（管きよ布設替え） | 13 |
| (4) 耐震改築工事（マンホール管口） | 14 |
| (5) 耐震改築工事（マンホール浮上防止対策） | 15 |
| 第2章 業務概要 | 18 |
| 1 想定数量 | 18 |

第1章 業務内容

1 住民対応等業務

(1) 業務全般

ア 想定数量

住民対応等業務の想定数量は、**第2章 業務概要**による。なお、住民対応等業務の実施数量は、想定によるものであり、これにより契約を確定するものではなく、委託者との協議により決定すること。

イ 使用機材

住民対応等業務に使用する機材は、常に点検して整備しておくこと。

ウ その他

受託者は、現地確認に必要な人員（交通誘導警備員を含む）・機械器具等を配備し、委託者より指示を受け次第直ちに現地調査等の業務を遂行しなければならない。

(2) 公共ます及び取付け管新設工事

ア 業務内容

(ア) 新設資料作成業務で作成した資料に基づき、公共ます及び取付け管の新設工事を実施するものとする。

(イ) 委託者から受け取った施工箇所指示書（以下「指示書」という。）に記載されている排水設備指定工事店立会いのもと詳細な位置を現地にて確認を行った後に施工すること。なお、特に定めのない事項については、工事標準仕様書、工事特記仕様書によるものとする。

(ウ) 指示書を受け取ってから原則2箇月以内に工事を実施すること。

イ 対象施設

ます・取付け管

ウ 対象箇所

公共ます及び取付け管新設の申請があった箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 使用材料の仕様

(ア) 取付け管と本管またはマンホールの接合部については、可とう性接手を使用し接合すること。

(イ) 藤沢市型下水道用鋳鉄製マンホール蓋、防護蓋及び台座については、平成21年度より製品指定仕様から性能条件仕様へ変更となったため、藤沢市の認定を受けた製造業者の製品を使用すること。

カ 特記仕様書

使用する特記仕様書については、（参考資料）**工事別特記仕様書一覧表**の該当する特記仕様書を標準とする。

(3) その他

ア 現場巡回

本工事は、工事の施工に関して監督員以外の者が現場巡回を行うことがある。なお、巡回結果等については、別途、監督員から書面にて指示等を行う場合がある。

イ 災害対策

(ア) 地震発生時等の天災に備えて、あらかじめその対策を定めておくものとする。

(イ) 地震予知情報等が発令された場合、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

ウ 関連工事

施工区域と隣接する場所において、当該工事以外の工事がある場合、受託者はお互いの工事に影響を及ぼさないよう調整を図り作業を行うこと。また、施工区域に当該工事以外の工事に伴う関係車両、及び隣接住民の車両等がやむを得ず通行する場合は、その通行を妨げてはならない。なお、通行ができない場合は、事前に調整及び対策を講ずること。

エ 関連企業等の調整

本工事に当たり、埋設管等関連企業、近隣住民、その他工事に影響を及ぼす関連会社等と工事の調整を行い、工程管理を行うこと。また、提出書類等を求められた場合は、各所定の規定に則り、速やかに提出すること。

オ 本復旧のみの現場

本復旧のみの現場については、既にます設置済であるが、関連工事と調整を行い、施工すること。

カ その他

本特記仕様書に記述されていない事項等、疑義が生じた場合は、その都度協議を行うものとする。また、協議は書面によるものとする。

(4) 設計の変更について

ア 設計の変更

本設計は、公共ますの設置要望に対応するため、取付け管及び公共ますの布設1箇所当たりの標準図面による設計及び概算の設計箇所で発注し、設計の変更を行うことを基本とする。

イ 対象項目

変更の対象となる項目は次のとおりとする。

(ア) ますの種類（宅内用、車道用等）の変更及び設置箇所数の増減。

(イ) 取付け管径及びます径の変更に伴う設置費及び材料費の増減。

(ウ) 取付け管の接続方法（人孔接続等）による変更。

(エ) 地下水の発生に伴う水替費用の増減。

(オ) 交通管理者との協議による交通誘導警備員の増減及び種別の変更。

- (カ) 道路管理者の指示による舗装構成及び面積並びに埋戻材料等の変更。
- (キ) 舗装本復旧の未施工に伴う舗装本復旧施工箇所数の減。
- (ク) 取付け管の埋設深及び現場条件による土留工の有無。
- (ケ) 区画線の仕様・規格及び延長の変更。（区画線設置の施工が積算基準と乖離があった場合に、1日未満で完了する作業の積算基準の準用について、協議を行うことができるものとする。）
- (コ) 上記以外の項目について、協議により委託者及び受託者が認めた場合。

ウ 対象とならない項目

変更の対象とならない項目は次のとおりとする。

- (ア) 取付け管施工長、埋設深等に伴う設置費、材料費及び矢板施工延長の変更。
- (イ) 取付け管施工長、埋設深及びます設置深に伴う土工の増減。
- (ウ) 舗装撤去・復旧面積の増減。ただし、協議により委託者及び受託者が認めた場合を除く。
- (エ) 取付け管及びます施工に伴う道路付属物（車止めやガードレール等）の撤去・設置費。

エ 積算方法

本工事の変更方法は次のとおりとする。

- (ア) 受託者は、委託者から受け取った指示書及び現地確認に伴い得た情報をもとに、業務内訳書（金入り）を作成し、委託者に提出すること。
- (イ) 受託者は、1現場完了後14日以内にしゅん工図・写真・業務変更内訳書（金入り）を作成し、委託者の確認を受けること。
- (ウ) 舗装復旧範囲については、指示書に記載の数量とする。

オ 供用開始

受託者は、監督員と現場確認した場所においては、工事契約約款第35条における部分供用することを承諾すること。

2 改築業務（ストマネ）

(1) 業務全般

ア 想定数量

改築業務の想定数量は、**第2章 業務概要**による。なお、改築業務の対象数量は、想定によるものであり、これにより契約を確定するものではなく、委託者との協議により決定すること。

イ 使用機材

改築業務（ストマネ）に使用する機材は、常に点検して整備しておくこと。

ウ その他

受託者は、現地確認に必要な人員（交通誘導警備員を含む）・機械器具等を配備し、業務を遂行しなければならない。

(2) 改築工事（管きよ布設替え）

ア 業務内容

改築工事業務（管きよ布設替え）は、管きよの詳細調査に基づいてSランクと判定された管きよについて、速やかに1スパンを入れ替える工事を実施するものである。

(ア) Sランクと判定された管きよについて対策検討を行うこと。

(イ) 対策検討の結果について、委託者と協議を行い、承諾を得ること。

(ウ) 対策検討の結果より、工法選定を行うこと。

(エ) 工法選定について、委託者と協議を行い、承諾を得ること。

(オ) 現地調査で確認した道路境界プレート等が修繕業務により亡失等する際は事前に申請手続き等を行うため申請資料等を委託者に提出すること。（測量作業が必要）

イ 対象施設

管きよ

ウ 対象箇所

管きよの詳細調査においてSランクと判定された箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 作業時間

本工事における作業時間は、9時から17時までを想定している。

カ 建設発生土区分

本工事における土砂は、第三種建設発生土とする。

キ 建設発生土処理

受託者は、建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求めること。

また、交付を受けた場合、計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに当該受領書又は写しを工事完成日から5年間保存すること。

なお、監督員が求めた場合は提示すること。

ク 本管の布設替え

本管の布設替えについて、既存本管を撤去しながら敷設する場合は、既存本管を新設本管に接続する等の対応を行い、排水機能を確保したうえで日々の作業を終了すること。

ケ 特記仕様書

使用する特記仕様書については、（参考資料）**工事別特記仕様書一覧表**の該当する特記仕様書を標準とする。

(3) 改築工事（マンホール蓋交換）

ア 業務内容

「藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針」に基づく修繕・改築判定により蓋交換（改築）と判定されたマンホール蓋について、工事を実施する。

また、本業務内の調査等で見つかった異常箇所や開閉不可のマンホール蓋及び旧式のマンホール蓋についても対応していくものとする。

イ 対象施設

マンホール蓋

ウ 対象箇所

（ア）修繕・改築判定により蓋交換（改築）と判断され箇所

（イ）調査等で見つかった開閉不可のマンホール箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 作業時間

本工事は、1班体制による昼間施工を想定している。時間については道路使用許可条件に従うこと。

カ 蓋交換

本工事は、マンホール蓋交換1箇所当たりの標準図面による設計及び概算の設計箇所を発注し、精算設計を行うことを基本とすること。

標準図面については、添付図面（標準構造図）とする。

（ア）現地調査で確認した道路境界プレート等が修繕業務により亡失等する際は事前に申請手続き等を行うため申請資料等を委託者に提出すること。（測量作業が必要）

キ 支給材料・現場発生品

（ア）現場発生品の納入場所は、大清水浄化センター資材置場とする。

（イ）支給材料の引渡し場所は、大清水浄化センター資材置場とする。

ク その他

要求水準書に記述されていない事項等、疑義が生じた場合は、その都度協議を行うものとする。

ケ 特記仕様書

使用する特記仕様書については、（参考資料）**工事別特記仕様書一覧表**の該当する特記仕様書を標準とする。

（4）改築工事（取付け管布設替え）

ア 業務内容

「藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針」に基づく修繕・改築判定により布設替え（改築）と判定された取付け管について、取付け管の布設替え工事を実施する。

また、本業務内の調査等で見つかったSランク箇所の布設替えについても、本工事で実施する。

イ 対象施設

- ます・取付け管
- ウ 対象箇所
 - (ア) 修繕・改築判定により布設替え（改築）が必要であると判定された箇所
 - (イ) Sランク箇所の緊急的な布設替えが必要な箇所
- エ 年間実施数量
 - 第2章 業務概要**に記載している想定数量に基づき協議により決定する。
- オ 作業時間
 - 本工事は、1班体制による昼間施工を想定している。時間については道路使用許可条件に従うこと。
- カ 建設発生土区分
 - 本工事における土砂は、第三種建設発生土とする。
- キ 取付け管入替
 - 本設計は、市内に埋設されている下水道管路施設のうち、ます及び取付け管について、道路陥没や詰まりの原因となり得る破損等異常が確認された際に、速やかに布設替えを行うため、1箇所当たりの標準図面による設計で発注することを基本とすること。
 - (ア) 現地調査で確認した道路境界プレート等が修繕業務により亡失等する際は事前に申請手続き等を行うため申請資料等を委託者に提出すること。（測量作業が必要）
- ク 特記仕様書
 - 使用する特記仕様書については、（参考資料）**工事別特記仕様書一覧表**の該当する特記仕様書を標準とする。

3 改築業務（耐震化）

(1) 業務全般

- ア 想定数量
 - 改築業務（耐震化）の想定数量は、**第2章 業務概要**による。なお、改築業務（耐震化）の実施数量は、想定によるものであり、これにより契約を確定するものではなく、委託者との協議により決定すること。また、耐震診断業務の対象路線は、委託者との協議により決定すること。
- イ 使用機材
 - 改築業務（耐震化）に使用する機材は、常に点検して整備しておくこと。
- ウ その他
 - 受託者は、現地確認に必要な人員（交通誘導警備員を含む）・機械器具等を配備し、業務を遂行しなければならない。

(2) 耐震改築工事（管きょ更生）

- ア 業務内容

耐震改築工事（管きょ更生）は、前項の「改築（更新）詳細設計」において、下水道本管を複合管の製管工法及び自立管の反転・形成工法により更生させる工事を実施するものである。

なお、特に定めのない事項については、工事標準仕様書、工事特記仕様書及び「管渠更生工法における設計・施工管理ガイドライン（社団法人日本下水道協会発行。以下「ガイドライン」という。）」によるものとする。

イ 対象施設

管きょ

ウ 対象箇所

「要求水準書（業務委託編）第1章5（2）改築設計業務（管きょ）」において、管更生で設計を行った箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 特記仕様書

使用する特記仕様書については、（参考資料）**工事別特記仕様書一覧表**の該当する特記仕様書を標準とする。

カ 施工の条件

- （ア）受託者は、工法を採用するに当たっては、公的審査証明機関等の審査証明を得た工法、かつ、構築方法にかかわらず現場の施工条件に適合する工法及びガイドラインで示す「要求性能」に適合する工法すること。
- （イ）受託者は、作業に当たり下水道施設に損傷を与えないよう十分に留意すること。
- （ウ）受託者は、作業に当たり仮締切を必要とする場合は、施工方法を施工計画書に明記すること。また、この仮締切は上流に溢水が起きない構造で、かつ、作業中の安全を確保すること。
- （エ）受託者は、作業中、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じること。
- （オ）受託者は、管きょ更生工事の際に発生する下水及び樹脂等の臭気に細心の注意を払い、必要に応じて臭気対策を講じること。また、スチレン等の発生を基準値以下に抑えること。
- （カ）受託者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者（以下「第2種酸素欠乏危険作業主任者」という。）を選任し、マンホール内及び管きょ内部での作業（以下「酸素欠乏危険作業」という。）における事故の防止に努めること。また、始業前及び作業中における酸素欠乏空気、有毒ガス等を測定し、その結果を記録保存すること。
- （キ）受託者は、酸素欠乏危険作業を行う作業者が酸素欠乏危険作業の特別教育の修了者であることを確認するとともに、第2種酸素欠乏危険

作業主任者の指揮に従い作業させること。

- (ク) 受託者は、管きょ更生工事に先立ち、既設管きょ内を洗浄するとともに、既設管きょ内を目視あるいはTVカメラによって調査すること。また、調査項目は、既設管きょの管種、管きょ口径、管路延長、管きょ内損傷等状況とし、管きょ内状況から取付け管突出し処理、浸入水処理、木根等処理及びモルタル除去の必要性を判定した結果をまとめた報告書を監督員に提出すること。
- (ケ) 受託者は、既設管きょ調査の結果、事前処理工の必要がある場合には、監督員と協議のうえ、管きょ更生工事に支障がないように切断、除去等により適切に処理すること。
- (コ) 受託者は、TVカメラ調査において、設計図及び下水道台帳に記載のない取付け管を確認した場合は、地上における取付け管の接続元を確認すること。また、接続元が確認できない不明管については、可能な範囲で閉塞の有無を確認し、その結果を監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- (サ) 受託者は、管内作業が伴う場合は、マンホールの下流側に流出防止柵を設ける等、十分な安全対策を講じること。

キ 更生管・耐震対策の仕様

- (ア) 受託者は、管きょ更生工事の設計条件と次の条件に基づき更生管の構造計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し監督員に提出すること。
 - a 複合管の評価は、既設管きょの残存強度を勘案し、既設管きょと更生材が構造的に一体として、新管と同等以上の耐荷性能及び耐久性等を有すること。
 - b 自立管の評価は既設管きょの耐荷能力を見込まないこととし、更生管厚の算定式は、「下水道用硬質塩化ビニル管 (JSWAS K-1)」及び「下水道用強化プラスチック複合管 (JSWAS K-2)」によるものとする。
 - c 荷重は、鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。ただし、水平土圧や活荷重による水平土圧を考慮できる現場条件の場合には水平荷重を見込むことができる。
 - d 更生管の構造計算は、終局耐力を評価できる限界状態計算法によるものとする。ただし、JSWAS K-1の外圧試験に基づき申告値以上又は、新管と同等以上の耐荷能力が確認できる場合はこの限りではない。
- (イ) 管きょ更生に求められる要求性能は下水道管きょが有すべき基本機能と同等であり、品質確保においては、施工技術が現地条件に適合し適切に施工することが重要である。このため、耐荷性能、耐久性、耐震性能、水理性能、環境安全性能、その他（既設管きょの内面状況、延長、管種、断面について施工可能性の確認）の条件を満たすも

のとして、公的審査証明機関等の審査証明を得たもの又は、これと同等以上の品質を有すること。なお、条件については、ガイドラインによるものとする。

- (ウ) 受託者は、管きょ更生に当たっては、監督員の指示があった場合、更生管の耐震性について確認しなければならない。
- (エ) 地震動の考え方として「重要な幹線等」については、レベル1地震動に対して設計流下能力を確保し、かつ、レベル2地震動に対して流下機能を確保すること。また、「その他の管路」については、レベル1地震動に対して設計流下能力を確保すること。なお、本工事については、「重要な幹線等」とすること。
- (オ) 管きょ接続部耐震化工の工法については、公的機関の審査証明が確認できる工法とすること。また、施工前に使用工法について監督員の承諾を得てから、施工すること。
- (カ) 本工事の設計内容については、過年度に実施した既設下水道管路施設調査の結果に基づくものであり、現場着手後に施設調査を実施したうえ、施工内容に相違が生じる場合は監督員と協議を行うものとする。
- (キ) 構造計算及び耐震計算に用いる土質定数等については、監督員の指示によるものとする。

ク 施工計画

- (ア) 受託者は、選定した工法の技能講習を受け合格した有資格者（主任技術者又は監理技術者との兼務可）を選任して施工計画書に明記するとともに、当該作業中は現場に常駐させなければならない。
- (イ) 受託者は、更生後の内径がφ800mm未満となる取付け管口の穿孔等の施工作業にあたる者として、実技研修を伴う技能講習を修了した有資格者等の施工を熟知した技術者（主任技術者又は監理技術者との兼務可）を選任し施工計画書に明記しなければならない。
- (ウ) 受託者は本工事で採用する工法が、更生管に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを構造計算書、流量計算書に明示するとともに、工法選定理由や公的機関における審査証明を施工計画書に明記しなければならない。
- (エ) 受託者は、準備工、片付け工、地先排水の水替え等についても、工事着手前に現場の機器設置スペース及び既設マンホール、柵等の位置を確認し、使用する主要資機材を施工計画書に明記しなければならない。
- (オ) 受託者は、管内の水位上昇に対する中止基準、安全管理等について、施工計画書に明記しなければならない。

ケ 施工管理

- (ア) 受託者は、工事を安全に実施し、かつ、品質を確保するために、スパンごとに、工程、安全・衛生、施工環境について適宜、監督員と協

議を行い十分な管理を行うこと。

(イ) 受託者は、作業開始後は作業時間内に通水（仮通水を含む）まで完了させること。

(ウ) 受託者は、管理項目を適切に管理するとともに、自動記録紙等に温度・圧力・時間等を記録し、監督員に提出すること。なお、自動記録紙は、施工前に監督員に提出し、監督員が押印したものを使用しなければならない。

コ 品質管理

(ア) 受託者は、使用する更生材料等の現場搬入、受入れに対して材料等品質に影響が出ないように細心の注意を払うとともに、工事着手前に当該材料等の品質を確認するため、適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督員に提出する。また、受託者は、必要に応じ物性試験を行い監督員に提出すること。

(イ) 受託者は、使用する材料が日本工業規格（JIS）や日本下水道協会規格（JSWAS）等の規格品でない場合は、監督員立会により確認を受けなければならない。また、確認方法や数量等については事前に書面で監督員に提出しなければならない。

(ウ) 受託者は、製管工法の施工時に次の項目について、適切に管理すること。

- a かん合状態の確認
- b 充てん材性状確認
- c 充てん材の圧縮強度の確認（注入日毎に1回）
- d 充てん材注入圧力
- e 充てん材注入量管理
- f 完全充てんの確認

なお、充てん材の圧縮強度試験に用いる共試体は、管きよ更生時（充てん材注入時）に当該材料を採取して別途成型した供試体を使用すること。

圧縮強度試験は、この供試体を用いて所定の日数経過の後、委託者の認めた一般財団法人を含む公的試験機関やISO/IEC17025認定試験所で行い、その試験結果を監督員に提出すること。

供試体はJSCE-F506に準じて作成する。（1週用4本、4週用4本）

(エ) 受託者は、反転・形成工法の施工時には構築方法別に次の項目について、適切に管理すること。

- a 熱硬化タイプ
 - (a) 材料挿入（反転・引込）速度
 - (b) 反転時及び拵径時の圧力管理
 - (c) 硬化時の圧力管理
 - (d) 硬化温度管理及び硬化時間管理
 - (e) 冷却養生時間管理

- b 光硬化タイプ
 - (a) 材料挿入（引込）速度
 - (b) 拡径時の圧力管理
 - (c) 硬化時の電源管理
 - (d) 硬化時の圧力管理
 - (e) 硬化温度管理及び硬化時間管理
 - (f) 冷却養生時間管理
- c 熱形成タイプ
 - (a) 材料挿入（引込）速度
 - (b) 蒸気加熱時の温度管理
 - (c) 蒸気加熱時の圧力管理
 - (d) 拡径、冷却時の温度管理
 - (e) 拡径、冷却時の圧力管理

(オ) 受託者は、実際に現場で更生した更生管の既設マンホール管口に突き出た表面部材を採取し、委託者の認めた一般財団法人を含む公的試験機関やISO/IEC17025認定試験所で試験を行わなければならない。その際、以下の点を確認し、その結果を監督員に提出すること。ただし、日本下水道協会のⅡ類資器材として登録されている工法については、認定工場制度における認定工場からの検査証明書類を別途提出することにより、しゅん工時の耐薬品性試験を省略できる。

- a 曲げ強さ※（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
- b 曲げ弾性（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
- c 耐薬品性が規格値を満足していること。

以下の耐震性能の確認のための引張特性、圧縮特性の試験は、耐震計算を行う必要がある場合に実施すること。

- d 引張強さ（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
- e 引張弾性率（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
- f 圧縮強さ（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
- g 圧縮弾性（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。

※曲げ強さ（短期）は、現場硬化管が硬化していることの確認と耐震性能を満足していることの確認のため、管軸方向に採取した試験片に対して、最大荷重時の曲げ応力度を確認すること。

サ 出来形管理

(ア) 受託者は、更生管の出来形を把握するため、更生管内径及び延長をガイドラインの基準により計測し、その記録を監督員に提出すること。

(イ) 受託者は、複合管更生工事完了後の更生管厚又は、仕上がり内径が適切であることを次の測定方法によって確認しなければならない。また、更生管の変形、更生管浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所がないことを確認し、その結果を監督員に提出すること。

- a 仕上がり内径の測定は、スパン毎の上下流既設マンホールの管口付近及びスパンの中間部でも1箇所以上行うこと。
 - b 測定箇所は更生管の内側中央高さと同幅の2箇所の仕上がり内径を測定すること。
 - c 検査基準については、平均内径が設計更生管径を下回らないこととする。なお、流下能力は既設管きよと同等以上の水理性能を確保しているものを合格とする。
- (ウ) 受託者は、自立管更生工事完了後の更生管厚又は、仕上がり内径が適切であることを次の測定方法によって確認しなければならない。また、管きよの設計強度、耐久性、水理性能を損なうようなシワ、たるみ、剥離、漏水及び異常変色等の欠陥や異常箇所がないことを確認し、その結果を監督員に提出すること。
- a 更生管きよの測定は、スパン毎の上下流既設マンホールの管口付近にて行うこと。
 - b 更生管きよの測定箇所は円周上6箇所とする。ただし、マンホール内に更生管きよを突出した状態で更生を完了する場合には、突出し部分の管厚を求めるものとする。
 - c 更生管厚の検査基準については、6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ、上限は、+20%以内とし測定値の最小値は設計更生管厚以上とすること。なお、流下能力は既設管きよと同等以上の水理性能を確保しているものを合格とする。
 - d 更生管きよの内径については、硬化直後と24時間以降の測定値で差がないことを確認すること。
 - e 更生管厚の測定は、更生管の縫い目を避けて行うものとする。
- (エ) 受託者は、管きよ更生工完了時において、管きよ内を洗浄し取付け管穿孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいは自走式テレビカメラにより外観検査を行い、その結果を監督員に提出する。なお、テレビカメラの場合、取付け管口においては必ず側視を行い、状況を入念に確認すること。
- (オ) 受託者は、更生管と既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上材の剥離、ひび割れ等の異常のないことを確認し、その結果を監督員に提出する。また、取付け管口の穿孔仕上げ状態として、既存の取付け管口形態と流下性能を確保し、新たな漏水、浸入水の原因が発生していないことを確認する。
- (カ) 複合管では、構造上充てん材が更生管として部材の一部となることから、充てん材が確実に充てんされていることが、更生管として性能を確保するうえで非常に重要となるため、非破壊で施工済みの更生管の状況（充てん材の充てん状況）を確認できる検査方法が適用できる場合には、施工計画書に盛り込み、これを加えて行うこと。
- (キ) 受託者は、工事記録写真等検査結果、写真等の記録を報告書に添付

して監督員に提出すること。

シ 提出書類

(ア) 受託者は、工事完了時に以下に示す図書を監督員に提出すること。

- a 竣工図（平面図）
- b 管更生諸元表
- c 本管用調査記録表
- d 事前調査集計表
- e 成果表
- f 材料表（納品伝票）
- g 施工管理
- h 充てん材圧力・注入量管理
- i 温度管理・圧力管理記録表
- j 溶媒から発生するガス濃度測定記録表
- k 品質性能試験報告書（試験計画書、更生材の製造証明書等を含む）
- l 酸素欠乏等の濃度測定記録表
- m 工事写真・映像記録（DVD）
- n その他監督員が指示したもの

(3) 耐震改築工事（管きよ布設替え）

ア 業務内容

耐震改築工事（管きよ布設替え）は、下水道本管を布設替えにより改築工事を実施するもの。

イ 対象施設

管きよ

ウ 対象箇所

鶴沼松が岡四丁目地内及び「要求水準書（業務委託編）第1章5（2）改築設計業務（管きよ）」において、布設替えで設計を行った箇所。

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 特記仕様書

使用する特記仕様書については、（参考資料）**工事別特記仕様書一覧表**の該当する特記仕様書を標準とする。

カ 作業時間

本工事における作業時間は、9時から17時までを想定している。

キ 建設発生土区分

本工事における土砂は、第三種建設発生土とする。

ク 建設発生土処理

受託者は、建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求めること。

また、交付を受けた場合、計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに当該受領書又は写しを工事完成日から5年間保存すること。

なお、監督員が求めた場合は提示すること。

ケ 本管の布設替え

本管の布設替えについて、既存本管を撤去しながら敷設する場合は、既存本管を新設本管に接続する等の対応を行い、排水機能を確保したうえで日々の作業を終了すること。

(4) 耐震改築工事（マンホール管口）

ア 業務内容

耐震改築工事（マンホール管口）は、マンホールと管きよの接続部を耐震化するために詳細設計を行った、マンホール管口において耐震化工事を実施するもの。

イ 対象施設

マンホール管口

ウ 対象箇所

「要求水準書（業務委託編）第1章6（4）耐震改築業務（マンホール管口）」において、設計を行った箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 特記仕様書

使用する特記仕様書については、（参考資料）工事別特記仕様書一覧表の該当する特記仕様書を標準とする。

カ 適用条件

以下に示す条件をすべて満たす工法とする。

（ア）財団法人下水道新技術機構の審査証明を受けていること。またはこれと同等以上と認められる品質・性能を有することを証明できる工法であること。

（イ）管更生で保有する耐震性能を確保し、水密性を有した工法とすること。

キ 事前調査

（ア）受託者は工事に先立ち、当該工事の各工法が適切に施工できることを確認するため、既設管路、マンホール等の状況を調査し、その結果を直ちに報告すること。

（イ）調査結果について、形状等の条件が設計図書と異なる場合は、すみやかに資料を提出し、施工工法について監督員と協議のうえ、決定すること。

（ウ）事前調査の結果、マンホールに破損等を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。

ク 施工計画の留意事項

(ア) 受託者は、各マンホール管口耐震化に係る工法について、可とう材料、削孔箇所等が異なることから、採用する工法の施工管理マニュアルをあらかじめ確認すること。

(イ) 現場打ちマンホール・レンガ積みマンホールと管の接合部の管口耐震化について、既存のマンホール構造に支障がないものとする。

ケ 施工管理基準

受託者は、各工法が定める施工管理基準に基づき施工管理を行うこと。

コ 安全管理

(ア) 受託者は、硫化水素の発生や酸素欠乏となることが予想される箇所では、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）に基づき、換気を行う等適切な措置をとらなければならない。

(イ) 雨による急激な増水による危険性を把握し、現場特性や工事等の内容等を踏まえ、工事等の中止・再開を判断するための基準を人命優先の考え方にたって定めること。また、管きょ内の増水に備えた安全器具等を、現場特性に応じて配置すること。

サ その他

(ア) 資材等を搬入・搬出する際は、既設マンホールに損傷を与えないように注意すること。

(イ) 施工時期・時間については、監督員と協議すること。

(ウ) 工事着手前に地元住民に工事施工の内容、時期等必要な事項を周知し理解と協力を求めること。

(エ) 竣工図については、完成日までに監督員に提出すること。

(オ) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、委託者、監督員双方協議のうえ定めるものとする。

(5) 耐震改築工事（マンホール浮上防止対策）

ア 業務内容

耐震改築工事（マンホール浮上防止策）は、マンホールの浮上防止対策について詳細設計を行った、マンホールにおいて浮上防止対策工事を実施するもの。

イ 対象施設

マンホール

ウ 対象箇所

「要求水準書（業務委託編）第1章6（5）耐震改築設計業務（マンホール浮上防止対策）」において、設計を行った箇所。

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 特記仕様書

使用する特記仕様書については、（参考資料）工事別特記仕様書一覧

表の該当する特記仕様書を標準とする。

カ 施工計画書

(ア) 受託者は、施工に先立ち工事を安全かつ確実にを行うために、下記の事項を明記した施工計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

- ①工事概要 ②計画工程表 ③現場組織表 ④主要機械
- ⑤主要資材 ⑥予備調査計画 ⑦施工方法 ⑧施工管理
- ⑨緊急時の体制 ⑩地震対策 ⑪交通安全管理 ⑫安全衛生管理
- ⑬仮設備計画 ⑭環境対策 ⑮品質管理 ⑯工事写真管理
- ⑰再生資源利用計画・利用促進計画
- ⑱建設副産物情報交換システム工事登録証明書
- ⑲社内検査実施計画

(イ) 施工計画書の内容については、監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再検討のうえ、提出すること。

キ 竣功図

受託者は、竣功図を付則「竣功図一覧表」に基づき作成し、監督員に提出すること。

ク 品質管理

(ア) 採用する工法について、施工前に公的機関で実施した審査証明を監督員に提出して承諾をえること。

(イ) 使用材料は、適正な品質管理のもとで製造された事を証明する「品質証明書」を添付し、「使用材料承諾願」を監督員に提出し承諾を得ること。

(ウ) 受託者は、工事に使用する材料について所定の品質が保持されるように品質管理を行うこと。

ケ 施工管理

施工現場では採用工法の専門技術を習得した者が施工管理を行うこと。

コ 工事記録写真

(ア) 工事写真は、施工管理の一手段として、施工状況（施工前・施工中・施工後）、使用材料等の記録を残すとともに、工事完了後外面から確認できない箇所が出来形確認及び仮設工事・安全管理等の経過が確認できるよう適時適切に撮影しなければならない。

(イ) 撮影は、施工箇所の施工状況全箇所、監督員の指示する箇所及び記録を残す必要があると思われる箇所について撮影しておかなければならない。

(ウ) 撮影内容については、設計内容が全て説明（工種及び名称）出来るものであること。

(エ) 写真の整理編集は、監督員の指示によるものとする。

(オ) 写真原本は電子媒体とし、当該工事竣功後5年間良好な状態で保存

しておくものとする。

サ 安全管理及び環境対策

- (ア) 施工においては、有資格者を適切に配置し、材料・使用機器の十分な点検や適正な使用に留意し安全な作業環境に努め、事故発生を防止を図ること。
- (イ) 工事においては、環境に配慮し、交通対策、騒音・振動対策、粉塵対策等に努めること。
- (ウ) 施工にともない発生する建設副産物は、受託者の責任において適切に処分すること。
- (エ) 安全管理及び環境対策については、施工計画書に明記すること。

シ その他

- (ア) 施工期間中は、作業現場の整理に努め、付近住民に迷惑がかからぬように十分注意を払うこと。
- (イ) 作業上必要な道路使用許可書等の諸手続きは、受託者の責任において遅滞なく行うこと。
- (ウ) その他、記載なき事項については、監督員の指示に従うこと。

第2章 業務概要

1 想定数量

住民対応等業務、改築業務（ストマネ）、改築業務（耐震化）の想定数量は次のとおり。

(1) 住民対応等業務

| 業務 | 予算 区分 | 単位 | 想定数量 | | | | | | | | | | | | 備考 | |
|----------------|----------|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|----|-----|--|
| | | | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 | 令和17年度 | 令和18年度 | 計 | | | |
| 公共ます及び取付け管新設工事 | 4条 | 件 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 460 | |

(2) 改築業務 (ストマネ)

| 業務 | 予算 区分 | 単位 | 想定数量 | | | | | | | | | | | | 備考 | |
|----------|--------------------|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-------|--|
| | | | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 | 令和17年度 | 令和18年度 | 計 | | | |
| 改築 工事 | 改築工事 (骨き上布設替え) | m | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 600 | |
| | 改築工事 (マンホール蓋交換) | 箇所 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 2,500 | |
| | 改築工事 (取付浮板布設替え) | 箇所 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 300 | |

(3) 改築業務(耐震化)

| 業務 | 予算区分 | 単位 | 想定数量 | | | | | | | | | | | | 備考 |
|--------|--|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|----|
| | | | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 | 令和17年度 | 令和18年度 | 計 | | |
| 耐震改築工事 | 耐震改築工事(管きょ更生)・南部処理区(国費)管きょ(内径800mm未満) | m | 323.4 | 233.4 | 323.0 | 323.0 | 323.0 | 323.0 | 323.0 | 323.0 | 323.0 | 323.0 | 323.0 | 3,140.8 | |
| | 耐震改築工事(管きょ更生)・南部処理区(市単独)管きょ(内径800mm未満) | m | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 耐震改築工事(管きょ更生)・南部処理区(国費)管きょ(内径800mm以上) | m | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 耐震改築工事(管きょ更生)・南部処理区(市単独)管きょ(内径800mm以上) | m | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 耐震改築工事(管きょ更生)・東部処理区(国費)管きょ(内径800mm未満) | m | 85.7 | 411.2 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 496.9 | |
| | 耐震改築工事(管きょ更生)・東部処理区(市単独)管きょ(内径800mm未満) | m | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 耐震改築工事(布設補欠)・南部処理区(国費)管きょ(内径800mm未満) | m | 89.5 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 89.5 | |
| | 耐震改築工事(マンホール管口及び浮上防止対策)・南部処理区(国費)マンホール | 基 | — | — | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 48 | |